

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和4年12月28日(2022.12.28)

【公開番号】特開2021-54798(P2021-54798A)  
 【公開日】令和3年4月8日(2021.4.8)  
 【年通号数】公開・登録公報2021-017  
 【出願番号】特願2020-59112(P2020-59112)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/898(2006.01)  
 C 1 1 D 1/92(2006.01)  
 C 1 1 D 3/37(2006.01)  
 C 1 1 D 1/94(2006.01)  
 A 6 1 K 8/46(2006.01)  
 A 6 1 Q 5/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 8/898  
 C 1 1 D 1/92  
 C 1 1 D 3/37  
 C 1 1 D 1/94  
 A 6 1 K 8/46  
 A 6 1 Q 5/02

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月20日(2022.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A)スルホベタイン型両性界面活性剤、及び、  
 (B)第四級アンモニウムカチオン変性シリコーン、

を含有し、

成分(A)と成分(B)との質量比[(A)/(B)]が0.1以上、1000以下であり、

アニオン性界面活性剤の含有量が5質量%以下である、洗淨剤。

【請求項2】

成分(A)と成分(B)との質量比[(A)/(B)]が1以上、100以下である、請求項1に記載の洗淨剤。

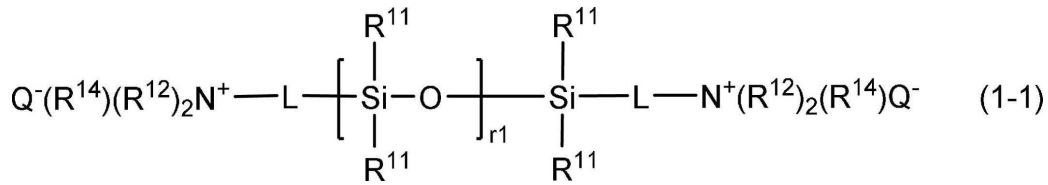
40

【請求項3】

前記成分(B)が下記一般式(1-1)で表される第四級アンモニウムカチオン変性シリコーン及び下記一般式(1-2)で表される第四級アンモニウムカチオン変性シリコーンからなる群から選ばれる1種以上である、請求項1又は2に記載の洗淨剤。

50

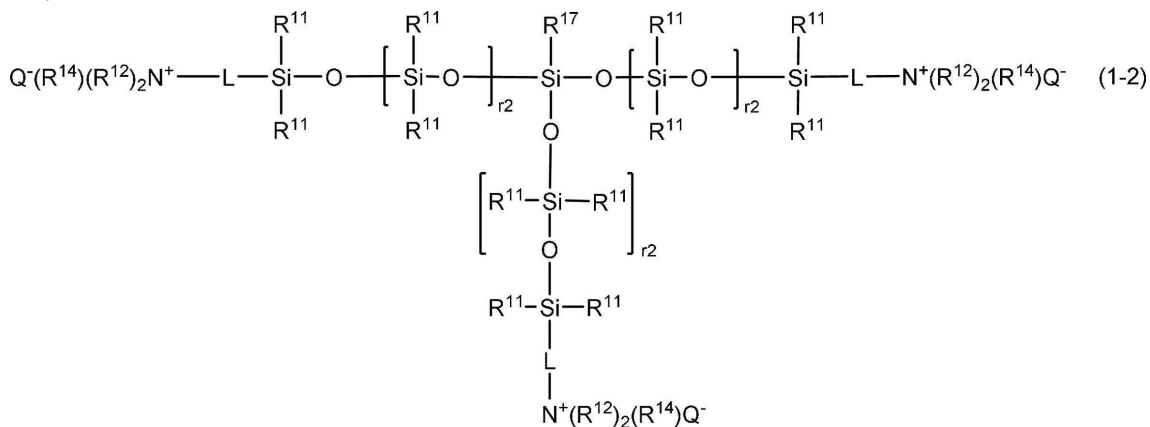
## 【化 1】



〔式(1-1)中、 $R^{11}$ は炭素数1以上6以下の炭化水素基を示す。 $R^{12}$ は、水素原子、炭素数1以上20以下の炭化水素基、又は炭素数1以上20以下のアミド結合を含む炭化水素基を示す。 $R^{14}$ は、炭素数1以上20以下の炭化水素基、又は炭素数1以上20以下のアミド結合を含む炭化水素基を示す。Lは2価の有機基を示す。Q<sup>-</sup>は第四級アンモニウムイオンの対イオンである。r1は2以上の数を示す。複数個の $R^{11}$ 及び $R^{12}$ は同一でも異なってもよい。また、括弧内の構造単位同士の結合順序は問わず、結合形態はブロック状でもランダム状でもよい。〕

10

## 【化 2】



20

〔式(1-2)中、 $R^{11}$ 、 $R^{12}$ 、 $R^{14}$ 、L、及びQ<sup>-</sup>は前記と同じである。 $R^{17}$ は、炭素数1以上6以下のアルキル基、又はフェニル基を示す。r2は2以上の数を示す。また、括弧内の構造単位同士の結合順序は問わず、結合形態はブロック状でもランダム状でもよい。〕

30

## 【請求項 4】

さらに成分(A')として前記成分(A)以外の両性界面活性剤を含有する、請求項1~3のいずれか1項に記載の洗浄剤。

## 【請求項 5】

さらに成分(B')として前記成分(B)以外のシリコーンを含有する、請求項1~4のいずれか1項に記載の洗浄剤。

## 【請求項 6】

さらに成分(C)としてノニオン性界面活性剤を含有する、請求項1~5のいずれか1項に記載の洗浄剤。

40

## 【請求項 7】

さらに成分(D)としてカチオン性界面活性剤を含有する、請求項1~6のいずれか1項に記載の洗浄剤。

## 【請求項 8】

前記成分(A)の含有量が1質量%以上、30質量%以下である、請求項1~7のいずれか1項に記載の洗浄剤。

## 【請求項 9】

毛髪洗浄剤である、請求項1~8のいずれか1項に記載の洗浄剤。

## 【請求項 10】

請求項1~8のいずれか1項に記載の洗浄剤を用いて毛髪又は繊維を洗浄する工程を有

50

する、毛髪又は繊維の絡まり防止方法。

【請求項 1 1】

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の洗浄剤の、毛髪又は繊維の絡まり防止への使用。

10

20

30

40

50